

最高裁人能A第000301号

(人い-07)

平成21年2月2日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 大谷直人

永年勤続者の表彰における被表彰者の決定方法について

(通達)

本日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」
(以下「依命通達」という。) 記2の(3)で定める標記の決定方法について、下記の
とおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰予定人数の報告

(1) 報告方法等

高等裁判所は、自府並びに同管内の地方裁判所（管内の簡易裁判所及び検察
審査会を含む。以下同じ。）及び家庭裁判所の職員について、表彰を受けるこ
とが見込まれる人数を、各裁判所の職員別に表彰予定人数報告書（別紙様式第
1）を提出する方法により報告する。

(2) 報告期限

ア 翌年3月31日までに最高裁判所長官表彰を受けることが見込まれる人数
について、前年の9月30日とする。

イ 每年10月1日に所属長表彰を受けることが見込まれる人数について、そ

の年の5月31日とする。

2 最高裁判所長官表彰の候補者の上申（依命通達記2の(1)）

(1) 上申方法等

高等裁判所は、自庁並びに同管内の地方裁判所及び家庭裁判所の職員について、最高裁判所長官表彰の対象とする者を、最高裁判所長官表彰候補者名簿（別紙様式第2）を提出する方法により上申する。

なお、最高裁判所長官表彰候補者名簿の提出後、その記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を報告し、又は上申の変更をする。

(2) 上申期限

ア 每年3月31日に退職する者については、その年の1月31日とする。

イ 年度の途中に退職する者については、退職する日の3週間前とする。ただし、死亡による退職の場合には、職員が死亡した後、速やかに行う。

3 承認の上申（依命通達記1の(5)のイ）

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、懲戒処分を受けた者を表彰の対象とする場合には、次の期限までに承認の上申をする。

(1) 最高裁判所長官表彰

ア 每年3月31日に退職する者については、その年の1月15日とする。

イ 年度の途中に退職する者については、退職する日の4週間前とする。ただし、死亡による退職の場合には、職員が死亡した後、速やかに行う。

(2) 所属長表彰

毎年8月31日とする。

付 記

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付 記（平成23年6月30日最高裁人能A第002026号）

この通達は、平成23年7月1日から実施する。

付 記（平成28年3月24日最高裁人能第191号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。)

(別紙様式第1)

表彰予定人数報告書 最高裁判所長官表彰の表彰予定人数

所属長表彰の表彰予定人数

(庁名) 高等裁判所

序別	高裁	地裁	家裁	合計
合計				

(注) 該当する□を■と記載する。

(別紙様式第2)

最高裁判所長官表彰候補者名簿

(庁名)

高等裁判所

所 属	官 职		氏 名	ふりがな	年 齢	性 別	勤 続 年月数	退職予定 年月日	処 分 歴	備 考
	官 名	職 名								
(記載例)										
○○地裁	裁判所事務官	総務課長	甲野花子 (旧姓乙野)	こうの はなこ (おつの はなこ)	60	女	40.00	H28.3.31	H23.8.26 戒告 (速度違反)	

(最人能)

(記載上の留意点)

- 「氏名」 旧姓を使用している場合は、括弧書きで旧姓を記載する。
- 「年齢」 及び「勤続年月数」 退職予定日現在で記載する。
- 「処分歴」 懲戒処分を受けたことのある者については、その年月日、種類及び理由を記載する。
- 「備考」 特に留意すべき事項について、その内容を記載する。